

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第二号イ(2)中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千百三十円」を「千百四十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万八千四百円」を「一万八千五百円」に、「三万九千五百円」を「三万九千七百円」に、「二万三千七百円」を「二万三千八百円」に、「三万九千五百円」を「三万九千七百円」に、「三万四千九百円」を「三万五千百円」に、「五万四千九百円」を「五万五千二百円」に、「四万千八百円」を「四万二千円」に、「六万四千二百円」を「六万四千五百円」に、「五万二千九百円」を「五万三千二百円」に、「八万八百円」を「八万二千百円」に、「一万千百円」を「一万二千百円」に改め、同号ロ中「一万二千七百円」を「一万二千八百円」に、「一万二千円」を「一万二千二百円」に、「一万八千円」を「一万八千百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千八百円」に、「二万千四百円」を「二万千五百円」に、「一万八千六百円」を「一万八千七百円」に、「二万七千円」を「二万七千百円」に改める。

第七条第二号中「五十七万四千円」を「五十八万四千円」に改める。

第十条第三号中「二十一万二百円」を「二十一万三千百円」に、「十六万八千円」を「十六万八千九百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万五千百円」を「十三万五千四百円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中「二万二千円」を「二万二千三百円」に改め、同号イ(2)中「一万五千四百円」を「一万五千二百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千六百円」を「一万五千四百円」に改め、同号イ(4)中「一万五千四百円」を「一万五千三百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千五百円」を「一万四千六百円」に改め、同号イ(6)中「二万四千三百円」を「二万四千七百円」に改め、同号イ(7)中「二万五千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号イ(8)中「二万五千三百円」を「二万五千八百円」に改める。